

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和8年6月29日
【会社名】	株式会社巴コーポレーション
【英訳名】	TOMOE CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 深沢 隆
【本店の所在の場所】	東京都中央区勝どき四丁目6番2号
【電話番号】	03(3533)5311(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員 三木 康裕
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区勝どき四丁目6番2号
【電話番号】	03(3533)5311(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員 三木 康裕
【縦覧に供する場所】	株式会社巴コーポレーション宇都宮支店 (栃木県宇都宮市元今泉六丁目5番2号) 株式会社巴コーポレーション名古屋支店 (名古屋市名東区一社三丁目96番地) 株式会社巴コーポレーション大阪支店 (大阪市北区天満二丁目1番31号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

## 1【提出理由】

令和8年6月26日開催の当社第94回定時株主総会において、決議事項が決議されたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するものである。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

令和8年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

< 会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類 金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金36円（普通配当24円、特別配当12円） 配当総額は、1,208,311,020円

剰余金の配当が効力を生じる日

令和8年6月29日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）として、深沢隆、三木康裕、大家貴徳の3名を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、堀切良浩、西山誠弘、五十嵐規矩夫、高田明の4名を選任する。

第4号議案 当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収への対応方針）の導入の件

当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収への対応方針）を導入する。

< 株主提案（第5号議案）>

第5号議案 剰余金の処分の件

当社取締役会が剰余金処分の件を提案する場合には、同議案とは独立して追加で提案するものである。なお、当社は、次期定時株主総会（第95回定時株主総会）以降も、DOE10%以上、かつ、下記イで定まる1株当たり配当額以上の配当額を維持することを目標とする。

ア. 配当財産の種類 金銭

イ. 1株当たり配当額

第94期末における1株当たり純資産（発行済株式数から自己株式数を控除するほか、企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（以下「本指針」という。）に従い算定した数値（ただし、本指針第35項の規定にかかわらず、本指針第34項にいう普通株式に係る期末の純資産額は、貸借対照表の純資産の部の合計額から非支配株主持分を控除しないものとして計算する。）をいう。）の金額（小数点以下切り捨て。以下同じ。）に0.10を乗じた金額（以下「DOE10%相当額」という。）から、本定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した当社普通株式1株当たりの剰余金配当金額（以下「会社配当金額」という。）があれば当該金額を控除した金額（会社配当金額がない場合には、DOE10%相当額）

ウ. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき上記イの1株当たり配当額（配当総額は、1株当たり配当額に2026年3月31日現在の当社発行済み普通株式総数（自己株式を除く。）を乗じて算出した金額）

エ. 剰余金の配当が効力を生じる日

本定時株主総会の日

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

< 会社提案（第1号議案から第4号議案まで） >

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	262,422	33,393	16	（注）1	可決（88.55%）
第2号議案					
深沢 隆	245,683	50,132	16	（注）2	可決（82.90%）
三木康裕	257,021	38,794	16		可決（86.73%）
大家貴徳	257,303	38,512	16		可決（86.83%）
第3号議案					
堀切良浩	251,164	44,651	16	（注）2	可決（84.75%）
西山誠弘	251,191	44,624	16		可決（84.76%）
五十嵐規矩夫	257,368	38,447	16		可決（86.85%）
高田 明	257,686	33,618	4,527		可決（86.96%）
第4号議案	226,646	69,169	16	（注）1	可決（76.48%）

< 株主提案（第5号議案） >

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第5号議案	49,374	246,451	16	（注）1	否決（16.66%）

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

議決権行使書及びインターネットによる事前行使並びに当日出席の株主のうち当社が賛成、反対及び棄権の確認ができたものにより、会社提案議案については可決要件を満たすことが、また株主提案議案については可決要件を満たさないことが確定し、会社法上適法に決議が成立したため、上記賛成、反対及び棄権の各個数には、当日出席株主のうち当社が賛成、反対及び棄権の確認ができていないものの議決権の数は含めていない。

以 上